

議案第 31 号

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の登録手数料の改正等
を行うため。

石岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

石岡市水道事業給水条例（平成17年石岡市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第5条」を「第6条」に改める。

第8条第2項中「指定をした者（）」の次に「法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。」を加える。

第23条第4号の表中

「

50mm	574.28
------	--------

」を「

50mm	754.28
------	--------

」に改める。

第30条第4項第2号中「3,000円」を「10,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 指定給水装置工事事業者更新手数料 10,000円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。